

○香美市イメージキャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市のイメージの確立並びに観光資源及び特産品の宣伝普及を目的に別表に掲げるイメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 キャラクターは、次のいずれかに該当する場合において、使用することができる。

- (1) 行政サービスの提供を行うとき。
- (2) 香美市の事業又は香美市が認めた事業で使用するとき。
- (3) 香美市の観光資源及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
- (4) 香美市のイメージを広く周知することができると思われるとき。
- (5) その他、市長が使用の許可を認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を禁止する。

- (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとするとき。
- (4) 営利事業者が、営利のみを目的に、商品価値の主たる部分が本件キャラクターと判断されるようなキャラクターグッズを販売するとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 香美市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (7) 著作者、著作権者及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (8) その他、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用手続)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用予定者」という。）は、あらかじめ香美市イメージキャラクター使用許可（変更）申請書（様式第1号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを管理する担当課に事前に協議の上、申請を省略することができる。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 香美市観光協会が使用する場合

2 前項本文の規定にかかわらず、報道機関等が報道若しくは広報の目的で使用する場合又は別表に

掲げる著作者若しくは著作権者が使用する場合は、申請を省略することができる。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条第1項本文の規定により香美市イメージキャラクター使用許可(変更)申請書(様式第1号)の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、香美市イメージキャラクター使用許可(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用条件)

第5条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターは、定められた形、色等の規格に沿って正しく使用し、デザインの改良等はないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 使用するキャラクター名を明示するものとし、そのキャラクター名は、別表のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 許可した用途のみに使用すること。
 - (4) キャラクターの使用により製作又は改良した物件(以下「製作物」という。)には、コピーライト(@やなせたかし)を明示すること。
- 2 使用者は、物件の製作又は改良に着手する前に製作物の完成見本を速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 使用者は、その使用に際して商標登録出願を行うことはできない。
- 4 著作権者よりキャラクターの使用方法や製作物について、申入れ又は申立てがあった場合は、使用者は市の指導に従い対処しなければならない。

(使用内容の変更)

第6条 使用予定者又は使用者は、第4条の規定により許可を受けた使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ同条の規定に準じてその手続きをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の内容について変更の申請があったときは、第4条に準じて措置するものとする。

(使用の中止又は廃止)

第7条 使用予定者又は使用者は、使用を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ香美市イメージキャラクター使用中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用について中止又は廃止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は香美市イメージキャラクター使用許可取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、前条第2項の規定にかかわらず、使用予定者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この告示及び告示で定める様式に付した条件等に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、前条第2項に規定する通知書により使用予定者又は使用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用予定者又は使用者は、キャラクターを使用するにあたり貸与した市の電子データ等の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 無断で第三者に貸与しないこと。
- (2) 第三者に譲渡、移転及び複製しないこと。
- (3) 期限までに破棄すること。
- (4) キャラクターの使用を中止又は廃止したときは、速やかに破棄すること。
- (5) き損、紛失等（電子媒体の内容の誤消去を含む。）が無いよう適正に管理すること。

2 使用予定者又は使用者は、キャラクターを使用して物件を製作又は改良する場合において、第三者にその業務を委託するときは、第三者に対し、貸与した市の物品の取扱いについて前項各号の規定について遵守させなければならない。

3 使用者は、製作物の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 製作物が電子データであるときは、無断で第三者に貸与しないこと。
- (2) 製作物が電子データであるときは、必要以上に複製しないこと。
- (3) 製作物が電子データであるときは、キャラクターの部分のデータを抽出し、かつ、保存しないこと。
- (4) 第三者に譲渡、移転、複製しないこと。
- (5) 第三者に貸与するときは、第2条に規定する事項を第三者に周知すること。
- (6) 第5条第1項各号の使用条件を満たしていないと認められるときは、速やかに不備を補正すること。
- (7) 適正に管理すること。

(報告等)

第10条 市長は、必要に応じて使用予定者又は使用者に対してキャラクターの使用の遂行状況等の

報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(使用管理簿の作成)

第11条 市は、キャラクターの使用状況を明らかにするため、香美市イメージキャラクター使用管理簿を作成しなければならない。

(物件管理台帳の作成)

第12条 市は、キャラクターの物件の作成状況を明らかにするため、香美市イメージキャラクター物件管理台帳を作成しなければならない。

(使用料)

第13条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の香美市イメージキャラクター使用取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年10月14日告示第159号)

この告示は、平成21年10月14日から施行する。

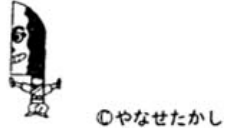
附 則 (平成28年2月1日告示第12号)






この告示は、平成28年2月1日から施行する。





附 則 (令和2年3月24日告示第53号)




この告示は、令和2年3月24日から施行する。

別表 (第1条、第3条、第5条関係)

1		土佐打刃物 タンちゃん	400年の歴史を誇る香美市土佐山田町の地場産業「鍛造」及び伝統工芸品「土佐打刃物」をモチーフにしてデザインしています。 正義を貫くまっすぐな武道家。曲がったことが大嫌い。頭がキレる。動きにもキレがある。少しおこりっぽいのが玉にキズ。
---	---	-------------	---

2	 <p>◎やなせたかし</p>	龍河洞 リューくん	<p>国の天然記念物及び史跡である香美市土佐山田町の鍾乳洞「龍河洞」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>子龍。皆と仲良し。冒険が大好きで龍河洞の中のことは全て知っている。</p> <p>(但し奈落は怖くて近寄れない。) 体温は龍河洞の洞内と同じ約16℃。夏はひんやり冬はあったか。「頑張リュウー！」が口ぐせ。</p>
3	 <p>◎やなせたかし</p>	フラフラ フラくん	<p>鯉のぼりと共に端午の節句で使われる香美市土佐山田町の特産品「フラフ」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>元気いっぱい。気分屋でいつもフラフラ風任せ。豪快に顔がなびくように移動中はいつも走っている。</p>
4	 <p>◎やなせたかし</p>	さくらてんし	<p>日本桜百選に選ばれた鏡野公園や八王子宮などの名所を有する香美市土佐山田町の花「桜」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>春のあたたかな日差しのように優しい性格。アイドル的存在。さくらてんしが近くを通った桜はみるみるうちに開花する。</p>
5	 <p>◎やなせたかし</p>	あじさいひめ	<p>梅雨の頃に可憐に咲き乱れる香美市香北町の「あじさいロード」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>お酒が大好きでとても強い。その色気にみんなメロメロ。</p>
6	 <p>◎やなせたかし</p>	かりかり モモコちゃん	<p>香美市香北町の特産品である甘くておいしいカタイ桃「かりかり桃子」をモチーフにしてデザインしています。</p>

			<p>ちょっとカタイところもあるけれど、 とってもまじめな女の子。</p>
7	 <p>◎やなせたかし</p>	<p>瀧のシブキちゃん</p>	<p>香美市香北町にある日本滝百選に選ばれた「轟の滝」及び「大荒の滝」をモチーフにしてデザインしています。 元気活発やんちゃな性格。みんなを困らせることもあるが、いざというときは頼りになる存在。はちきんで、いたずら好き。</p>
8	 <p>◎やなせたかし</p>	<p>しいたけ たけちゃん</p>	<p>肉厚でおいしい香美市香北町の特産品「菌床しいたけ」をモチーフにしてデザインしています。 なかまたちの中で、いちばん年下。生まれたばかりのちびっ子きのこ。知らないことがたくさんで、ぎんなん ぎんちゃんと一緒にいろんなことに興味深々。</p>
9	 <p>◎やなせたかし</p>	<p>ぎんなん ぎんちゃん</p>	<p>香美市物部町の特産品であるイチョウの実「ぎんなん」をモチーフにしてデザインしています。 弾けるような、元気いっぱい性格。なんにでも興味を持つので、しいたけ たけちゃんと一緒にいろいろなものを見てまわっている。</p>
10	 <p>◎やなせたかし</p>	<p>ゆずぼうや</p>	<p>生産高日本一を誇る香美市物部町の特産品「ゆず」をモチーフにしてデザインしています。 愛嬌があり、しっかりしている。まだ幼く、融通がきかず、言い出したらゆずらないところがある。お風呂が大好きで、みんなにもゆず湯をすすめている。</p>

1 1	 ©やなせたかし	さんれい さんちゃん	<p>香美市物部町の登山者に人気のある西日本を代表する山「三嶺」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>登山家。どっしりとしてちょっとのことでは動じない。アウトドアに長けており、みんな、さんちゃんのことを頼りにしている。</p>
1 2	 ©やなせたかし	森の モリくん	<p>森の巨人たち百選に選ばれた香美市物部町の西熊さおりガ原にある巨木「イヌザクラ」、「トチノキ」をモチーフにデザインしています。</p> <p>森の案内人。森のことならなんでも知っていて、道に迷ったら必ず助けてくれる。</p>
1 3	 ©やなせたかし	物部 アユちゃん	<p>香美市を流れる「物部川」と物部川の「鮎」をモチーフにしてデザインしています。</p> <p>物部川に住んでいる鮎の妖精。物部川を泳いでいろんなところへ行く。その際情報を沢山仕入れるようで、なかまたちの中で一番の情報通。（頭の鮎のことを先輩と慕っている。なんでも昔、轟の滝を登りきったことがあるんだとか…）</p>

[著作者及び著作権者]

本件キャラクターの著作権はやなせたかし、著作権者は株式会社やなせスタジオです。

様式 略